| | |
|---|---|
| 番号 | 1．① |
| 項目 | 第 10 期の介護保険料を引き下げること。また、段階をより細分化・多段階化し、第一段階は 0.2 以下に、最高段階は 3.5 以上にすること |

（回答）

本市の特色として、家族の介護を受けることが容易でない一人暮らしの高齢者の 65 歳以上の世帯に占める割合が、令和２年度の国勢調査において 45.0%と全国平均よりも 15.4 ポイント高い状況となっています。このため、介護認定を受けられる方の割合である認定率が、 令和８年３月末で 28.6%と全国平均より 8.4 ポイント高くなり、介護サービスを受けられる方が多い状況となっていることから、介護サービスに係る費用も大きくなり、保険料が高くなる傾向となっています。

第 10 期介護保険料改定にあたっては、国の制度改正の動向を注視しながら検討を行ってまいります。

| | | |
|---|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　介護保険課（管理 G） | Tel:06-6208-8028 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．② |
| 項目 | 介護保険料独自軽減については対象基準を緩和し、軽減後は保険料を半分以下にし、対象年収を引き上げること。また対象年収から健康保険料・医療費控除を行い判定すること。 |

（回答）

介護保険料の軽減につきましては、保険料段階が第１段階から第４段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第４段階の保険料の２分の１に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、収入要件の基準額については、社会福祉法人利用者負担軽減制度要件及び他都市の実施状況等を勘案して設定しております。

なお、対象年収から健康保険料・医療費控除は行っておりませんが、介護保険料および利用者負担額は控除対象収入としております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　介護保険課（保険給付グループ）　　電話：06-6208-8033 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．③ |
| 項目 | 介護認定までの日数を申請から３０日以内に行うこと。 |

（回答）

要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。

本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後 15 日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。

認定調査業務の委託事業者については、複数の指定事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後 10 日以内の調査完了を指示しているところです。

なお、令和 7 年度の平均処理期間は 38.3 日となっており、この平均処理期間には、本人都合による遅れなども含まれていることから、それらを除くと概ね遅滞なく認定調査が行われているものと考えております。

引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　介護保険課（認定グループ）　　電話：06-4392-1727 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．④ |
| 項目 | 高い介護保険料を引き下げるための高齢者施策（老人憩いの家事業や水道代福祉減免の復活など）を拡充すること。 |

（下線部について回答）

大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成 25 年 10 月に水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行いました。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　地域福祉課（企画）　電話：06-6208-7958 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．④ |
| 項目 | 高い介護保険料をひきさげるための高齢者施策（老人憩いの家事業や水道福祉減免の復活など）を拡充すること。 |

（回答）

「老人憩いの家」は、地域集会所と同様に幅広い世代に利用されていたことから、令和２年４月１日に、地域活動の場である地域集会施設に一本化しております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢者施策部　高齢福祉課（いきがいグループ）　　電話：06-6208-8054 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．⑤ |
| 項目 | 紙おむつは、独居世帯にも支給すること。 |

（回答）

本事業では、市内に居住し、

① 介護保険制度の要介護状態区分が４または５の方

② 介護保険制度の要介護状態区分が３で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方

を在宅で介護する家族（介護者）のうち、要介護高齢者世帯及び介護者世帯ともに市民税非課税世帯の方を対象に、要介護高齢者及び介護する家族の負担を軽減することを目的に実施しております。本市における介護用品支給事業は、国が定める地域支援事業に基づき実施していることから、支給対象者につきましては国が定める支給要件等を参考に定めています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア G）電話：06-6208-9995 |

| | |
|---|---|
| 番号 | １．⑥ |
| 項目 | 軽度難聴者のための補聴器購入補助については2025年度の実績を明らかにし、補助額の大幅引き上げ（東京並みに15万円程度）を行い予防活動への参加を条件としないこと。申請は区役所で行えるようにすること。広報活動に力を入れること。 |

（回答）

本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な65歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和７年４月１日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける65歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。

令和７年度の申請件数は 478 件であり、本事業の助成に係る上限の金額については、すでに65歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、１人の対象者につき一律25,000円を上限としています。

本事業は、難聴が原因で外出等が困難な方に、購入された補聴器を活用して介護予防活動等を行っていただくことで、難聴高齢者の社会参加を支援し、介護予防に資することを目的としているため、介護予防活動等を行っていただくことを助成の要件としております。

また、申請方法につきましては、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。

加えて、広報活動につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載しているほか、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防推進G）電話：06-6208-9957 |

| 番号 | ２．① |
|---|---|
| 項目 | 高い国民健康保険料を引き下げること。 |

（回答）

国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。

平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和６年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。

令和６年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる、財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めてまいります。

また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を国へ求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。

| 担当 | 福祉局　生活福祉部　保険年金課（保険）　電話：06-6208-7964 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 番号 | ２．② |
| 項目 | 所得減少減免措置を、書類の簡素化など利用しやすいように改善すること。 |

（回答）

市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしているほか、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、何らかの事情により審査を保留することとなった申請者に対しては、追加書類について、必ず期限までに提出するよう勧奨しています。引き続き適正に実施してまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　保険年金課（保険）　電話：06-6208-7964 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ２．③ |
| 項目 | 滞納者については、無理なく納入できるように、各区に指導すること |

（回答）

国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しています。

本市では、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行うよう、研修等の機会を設け、各区に周知徹底しています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　保険年金課（収納）　電話：06-6208-9872 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ２．④ |
| 項目 | 一部負担金減免については各区役所の窓口に大きなポスターを貼るなど周知を徹底すること。各区で２桁以上の適用をめざすこと。 |

（回答）

一部負担金減免制度の制度周知につきましては、これまでも「区役所窓口等へのビラの配架」のほか、資格確認書送付の際に同封する「国保だより」や、該当する世帯に２か月毎に送付する「医療費のお知らせ」、「大阪市の国民健康保険（パンフレット）」、といった紙媒体による周知や、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところです。ホームページにつきましては、関連するページでの制度案内や、一部負担金減免を案内するページに、よりアクセスしやすくなるよう関連するページでのリンク設定など、充実を図っています。なお、各区役所での周知方法につきましては、各区の状況に応じて異なることから、各区において適宜周知手法は検討し対応しているところです。また、当該制度の適用を求めて申請されたものにつきましては、各々制度の要件に該当するかを審査し、認定の可否を判断していますので、適用件数の目標を画一的に定めるものではないと考えています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　保険年金課（給付）　電話：06-6208-7967 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ３．① |
| 項目 | 受付面接員・ケースワーカーについては、懇切丁寧に対応できるような研修を行うこと。 |

（回答）

保護の適正な実施を行うため、受付面接担当職員やケースワーカー等に対しては、新任向けの研修を始め、実践的な研修を行っており、人材育成に努めております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局生活福祉部保護課　電話： 06-6208-8014 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 3．② |
| 項目 | クーラーなどの電化製品が故障した場合は、速やかに買い替え費用を捻出すること。 |

（回答）

生活保護は、生活保護法や「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年４月１日 厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知 以下「実施要領」といいます。） 等に基づき実施しております。

実施要領において、日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきと定められているため、電化製品等の購入については、生活保護費の中で賄っていただくことが基本となりますが、いくつかの要件を満たしている場合には支給することが可能となっています。

その要件としては、「保護開始時や長期入院・入所から退院・退所して新たに住居を構える必要がある場合」、「災害にあった場合」、「犯罪被害等により安全確保のために新たに転居する場合」等が実施要領において示されています。

なお、生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局生活福祉部保護課　電話： 06-6208-8012 |

| 番号 | ４．① |
|---|---|
| 項目 | 無料低額診療機関を増やすよう努力し、薬代も無料にすること。 |

（回答）

「無料低額診療事業」については、本市内では 15 箇所の病院、34 箇所の診療所にて実施されています。（令和８年４月１日現在）

なお、国は無料低額診療事業について、「社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること」（平成 13 年７月 23 日社援発第 1276 号 厚生労働省社会・援護局長通知）としております。

本市としては、国の動向を注視しつつ、届出があった場合には関係要件を確認のうえ、適切に受理し、事業が円滑に実施されるよう対応しております。

この無料低額診療事業により受診され、診療代が無料（又は低額料金）になった方が、処方箋の交付を受けたとしても、保険調剤薬局（院外処方）で調剤を受けるにあたっては、自己負担が発生することになります。

本市としましては、引き続き国に対し、無料低額診療事業の基準や調剤のあり方についての検討を要望するとともに、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

| 担当 | 福祉局　総務部　総務課・法人監理グループ　電話：06-6241-6540 |
|---|---|

| 番号 | ４．② |
| --- | --- |
| 項目 | 特定健診の検査項目を増やすこと。 |

（回答）

特定健診の検査項目について、国が定める基本的な健診項目に加え、事業開始当初から、血糖検査は空腹時（随時）血糖及び HbA1c の両検査を実施しています。平成 25 年度からは、腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸検査）を実施しています。医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診（貧血検査・心電図検査・眼底検査）についても、無料で実施しています。

また、被保険者からのご要望にお応えし、令和７年度からは特定健診の検査項目に心電図・胸部エックス線・視力・聴力等を追加した国保プラス健診を自己負担 1,800 円で実施しています。

| 担当 | 福祉局　生活福祉部　保険年金課（保健事業）　電話：06-6208-9876 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ４．③ |
| 項目 | 生活保護受給者の特定健診受診券は、申請制度を止めて受診券を対象者全員に送付すること。 |

（回答）

本市では、40 歳以上の生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく市町村業務として大阪市健康診査を実施しており、ホームページや広報紙を活用した制度周知などを行っております。

本健康診査では、生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、受診対象外となるため、まずはご本人様からお申込みいただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 健康局　健康推進部　健康づくり課　電話：06-6208-9969 |

| 番号 | ５．① |
|---|---|
| 項目 | 保留児童を解消するために、保育所増設などの計画をしめすこと。 |

（回答）

本市では、「保育提供体制の確保のための実施計画」及び「大阪市こども計画」を踏まえて、保育を必要とする全ての児童の入所枠を確保するために、令和 8 年 4 月まで計画的に保育所の整備などを進めてまいりました。

引き続き本園の創設や既存保育所の増改築、賃貸物件での分園設置、既存幼稚園の認定こども園化などにより入所枠の拡大を図るとともに、家庭的な環境で保育を行う地域型保育事業の実施や、国制度である保育所等における保育室等の面積基準緩和特例措置の活用など、様々な手法により、多様な保育ニーズに対応するため入所枠の確保に努めてまいります。

| 担当 | こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（環境整備）　電話：06-6208-8126 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 番号 | ５．② |
| 項目 | 学校の統廃合は、教育的効果や地域コミュニティ保持などを説明し、住民の理解と合意をもとに行うこと。 |

（回答）

大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和２年４月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。

小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和６年３月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。 当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和７年４月に条例を改正しました。

学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局　総務部　学事課　電話：06-6208-9111 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ５．③ |
| 項目 | 奨学金パンフレットや就学援助等のお知らせなど多言語対応を行うこと。 |

（回答）

奨学金パンフレットについては、現在日本語で作成し、本市ホームページでは概要版として日本語版と合わせて英語・中国語・韓国語の３か国語版を掲載しております。

就学援助制度のお知らせについては、入学予定の児童及び在学する児童生徒の保護者全員に学校を通じて配布しているところです。また、学校向けポータルサイトには、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語の８か国語版を掲載しており、必要に応じて学校が印刷し、保護者に配付しております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学援助） 電話：06-6115-7653<br>教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（奨学費・進路支援） 電話：06-6115-7641 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ５．④ |
| 項目 | 他市では進んでいる就学援助オンライン申請を早急に実現すること。 |

（回答）

現在、就学援助制度の新たなシステムの開発を検討しており、あわせてオンライン申請の導入についても検討を行っております。今後も、就学援助を必要とされる方に申請いただき、十分に活用していただけるよう努めてまいります。

| | |
|---|---|
| 担当 | 教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学援助） 電話:06-6115-7653 |

| 番号 | ５．⑤ |
| --- | --- |
| 項目 | こども医療費助成制度は全国の 8 割近くが完全無料となっていることを踏まえ一刻も早く実施すること。必要な予算を明らかにすること。 |

（回答）

市の医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。

一部自己負担額撤廃には約 20 億以上の費用が必要となる見込みであり、本市はこども青少年への様々な事業を充実させるために、限られた財源のなかで優先順位を付けて事業を推進していますので、一部自己負担額の撤廃については困難であると考えています。

なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。

| 担当 | こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（医療助成）　電話：06-6208-7971 |
| --- | --- |

| 番号 | ５．⑦ |
| --- | --- |
| 項目 | ＤＶ被害者への市営住宅の入居条件を「配偶者」のみに限定せず、「配偶者等」とし、親族からのＤＶも含むよう柔軟に対応すること。 |

（回答）

ＤＶ被害者につきましては、配偶者からの暴力が社会問題となり、ＤＶ被害者は、配偶者に経済的に依存している場合が多いことなどから、居住の安定を図るため、緊急に住宅に入居する必要性が高いことを踏まえ、平成 17 年度に国土交通省から、これまでの高齢者世帯や障がい者世帯等に加えて、新たにＤＶ被害者世帯についても優先入居の取扱いを行うことが適当との通知が出されています。

本市におきましては、それらを勘案いたしまして、配偶者からの暴力による被害者を優先入居の対象としています。

| 担当 | 都市整備局　住宅部　管理課（募集 G）　電話：06-6208-9758 |
| --- | --- |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．① |
| 項目 | 民間の食糧支援活動を援助すること。 |

（回答）

本市では、生活保護に至る前の段階の第２のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。

生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　生活福祉部　自立支援課　電話：06-6208-7959 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ６．② |
| 項目 | 期限間近の災害備蓄品の放出には、各区から地域の支援体制団体に連絡し提供するよう指導すること。 |

（回答）

本市では、大阪市避難所運営にかかる備蓄計画で、備蓄物資の有効活用について、賞味期限及び消費期限の到来まで原則 1 年未満の備蓄物資を避難所開設訓練等に有効活用することができる。」と定め、備蓄物資の有効活用を推進しております。

今後も下記有効活用例を中心に、食糧や飲料水等は、賞味期限及び消費期限の到来まで原則 1 年未満の備蓄物資の有効活用を進め、食品ロスの削減に努めるとともに、更新目安に基づき更新する物資についても、更新まで原則 1 年未満の物資を有効活用し、廃棄物の削減に努めていきます。

【有効活用例】

・地域における防災訓練等での活用
・区・地域・こども会等でのイベントでの活用
・こども食堂への提供
・学校等での自助の啓発・防災教育の一環としての活用
・福祉避難所協定施設への提供
・区保健福祉センター事業での活用
・保育所等への提供
・フードバンク等への提供

| | |
|---|---|
| 担当 | 危機管理室　危機管理課　減災対策グループ（電話：06-6208-7380） |

| 番号 | ７．① |
|---|---|
| 項目 | 市営住宅の政策空家を減らして、入居募集戸数を増やすこと。また、多数の入居希望がある実態から、市営住宅を増設すること。若年者も入居しやすいように入居資格を緩和すること。 |

（回答）

市営住宅の空家については、法令において、災害や公共事業等の場合を除き、公平に入居の機会を得られるよう公募（抽選）により入居者を決定しており、例年、７月・２月の定期募集、５月の福祉目的募集、11 月の親子近居等募集などの期間を定めた募集を行っているほか、様々な事情により速やかに住宅の確保を必要とされる方を対象に随時募集を行っております。

公営住宅の入居収入基準については、市営住宅団地住民の高齢化が進展している状況を踏まえ、コミュニティの活性化を図るため、特に若者夫婦・子育て世帯を中心とした若い世帯の入居の促進を図ることとしており、若者夫婦・子育て世帯の入居収入基準を、国で示された裁量の上限まで拡大するとともに、子育て世帯の対象を高等学校修了前とされる 18 歳以下の子どもがいる世帯まで緩和しております。

（下線部について回答）

| 担当 | 都市整備局　住宅部　管理課（募集 G）　電話：06-6208-9758 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 番号 | 7．① |
| 項目 | 市営住宅の政策空家を減らして、入居募集戸数を増やすこと。また、多数の入居希望がある実態から、市営住宅を増設すること。若年者も入居しやすいように入居資格を緩和すること。 |

（回答）

本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。

今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。

（下線部について回答）

| | |
|---|---|
| 担当 | 都市整備局　住宅部　建設課（建設設計）　　電話：06-6208-9242 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7、③ |
| 項目 | 公共施設のトイレを洋式化し、Wi-Fi を完備すること。 |
| （回答）<br>本市では、本庁舎、区役所等市民利用施設における、不特定多数を対象とした公費負担を伴うフリーWi-Fi の設置は行わないこととしております。<br>（下線部について回答） | |
| 担当 | デジタル統括室　スマートシティ推進担当（スマートシティ推進グループ）<br>電話：06-6208-7884 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7．③ |
| 項目 | 公共施設のトイレを洋式化し、Wi-Fi を完備すること。 |

（回答）

（下線部、特に公園の便所について回答）

公園便所の大便器の洋式化は、便器本体の更新に併せて設備配管の交換やトイレブースの割付の変更など、大規模な改修が必要となることから、経年・使用による劣化具合、予算状況等様々な観点を踏まえた上で検討しております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 建設局　公園緑化部　公園課　電話：06-6615-6866 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7．④ |
| 項目 | 広域避難所に指定されている公園に、トイレ、水道を設置すること。 |

（回答）

現在、大阪市内で広域避難場所の範囲に指定されている公園は 34 箇所あり、うち 27 箇所にトイレを設置しております。また、広域避難場所は、大規模火災や地震などの切迫した災害の危険から一時的に避難する場所であるため、災害時にトイレとして使用できるマンホールトイレを全ての広域避難場所に整備しております。

水道についてはすべての公園に水栓を設置するとともに、大阪市地域防災計画に計画されている広域避難場所となっている都市公園 9 箇所に、大震災の発生等で水道管路が被害を受け断水が生じた際に、飲料水を確保する飲料用耐震性貯水槽を設置しております。

| | |
|---|---|
| 担当 | 建設局　公園緑化部　公園課　電話：06-6615-6866 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ８．① |
| 項目 | 大阪メトロ・シティバスについての担当課を本庁内に設置し、市民からの要望や苦情に応じられる体制を組むこと。 |

（回答）

大阪市では、平成30年４月にこれまで交通局が運営してきた地下鉄事業・バス事業を民営化し、それぞれの運営を、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）、大阪シティバス株式会社に引き継いでいます。

大阪メトロ・シティバスに関するご要望及び苦情はOsaka Metroが開設している「Osaka Metro・シティバスお客さまセンター」にて受け付けています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 都市交通局　総務担当　電話：06－6208－8893 |

| | |
|---|---|
| 番号 | ８．② |
| 項目 | オンデマンドバスを敬老パスの対象とすること。 |

（回答）

敬老優待乗車証交付事業は、本市にお住まいの 70 歳以上の方の外出機会の確保や社会参加の促進を目的に、Osaka Metro が運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを１乗車 50 円でご利用いただける制度として実施しています。

一方、AI オンデマンド交通は、現在、公費を投じない民間事業として、Osaka Metro が運行しており、市内全域での社会実験に取り組んでいます。

今後、市民、利用者の意見を聴きながら、高齢者を含め誰もが利用しやすい AI オンデマンド交通の社会実装をめざしていきます。

敬老優待乗車証の取扱いについては、AI オンデマンド交通の全市での実装状況を見極めた後に、高齢化社会における新たな移動手段についての市民のご意見を踏まえ議論していくものであると考えており、まずはしっかりと利用を伸ばし、社会実験を通して新しい交通手段として地域に定着することが重要と考えています。

| | |
|---|---|
| 担当 | 福祉局　高齢福祉課　電話番号：06-6208-8056<br>都市交通局　バスネットワーク企画担当　電話：06-6208-8895 |